趣旨)

条 この規程は、 京都大学ウイルス研究所(以下「ウイルス研究所」という。) の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条ウイニ(目的) ルス研究所は、ウイルスの探求並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

第三条 ウ ウイルス研究所に、所長を置く。

所長は、ウイルス研究所の所務を掌理する。所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。所長は、ウイルス研究所の協議員をもって充てる。

3

(協議員会)

協議員会が定める。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会第四条 ウイルス研究所に、その重要事項を審議するため、

(研究部門)

第五条 がんウイルス研究部門五条のイルス研究所の研究部門は、 次に掲げるとおりとする。

細胞生物学研究部門生体応答学研究部門遺伝子動態調節研究部門

第六条 エイズ研究施設、六条、ウイルス研究所に、 (附属研究施設) 次に掲 げる附属の研究施設を置く。

感染症モデル研究センター

2 §究科の教育への協力) 3属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。31属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。31属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の教授又は助教授をもって充てる。31属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の教授又は助教授をもって充てる。

3

4

研

第七条 ウイルス研究所は、 次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。 所長が定める。

廃止する。